



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020 年 6 月号(J250)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 米国でのヘッドライト意匠権侵害訴訟、帝寶は Hyundai と和解
- 02 転職した IT 企業元従業員 4 名を営業秘密罪で起訴
- 03 国碩のDVD特許侵害訴訟、第一差戻し審で4億988万余新台幣ドル賠償命令判決
- 04 「榮榮園」商標権侵害訴訟、知的財産裁判所二審で有名レストランが勝訴

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

「宅猫妙可」と「愛蜜莉と波奇のイラスト」は実質的に類似せず、盗作ではないため著作権侵害を構成せず

今月のトピックス

J200505X1

01 米国でのヘッドライト意匠権侵害訴訟、帝寶は Hyundai と和解

帝寶工業股份有限公司 (Depo Auto Parts Ind. Co., Ltd.、以下「帝寶」) の 2020 年 5 月 5 日付発表によると、Hyundai Motor America, Inc. 及び Hyundai Motor Company は帝寶並びにその米国子会社である Maxzone Vehicle Lighting Corp. を相手取って米カリフォルニア州裁判所に意匠権侵害訴訟を提起し、そのヘッドライトの意匠権が侵害されたと主張していたが、双方は本件について和解したため、進行中のすべての訴訟手続きは撤回されるという。和解契約の詳細については、契約の秘密保持条項に基づき開示しないとしている。(2020 年 5 月)

J200528X4

02 転職した IT 企業元従業員 4 名を営業秘密罪で起訴

新竹の旺矽科技股份有限公司 (MPI Corporation、以下「旺矽科技」) の従業員 4 名が無断で旺矽科技の社内機密ファイルを多数、無断でダウンロードし、2017 年 6 月から 9 月にかけて上記 4 名が次々と穎崴科技股份有限公司 (Winway Technology Co., Ltd.、以下「穎崴科技」) に転職したため、旺矽科技の調査部門が異変に気付いた。新竹地方検察署の指揮の下で台北市調査処による搜索及び取り調べが行われ、4 名全員が営業秘密法違反で起訴された。

本件は旺矽科技から台北市調査処に告訴状が提出されたもので、検察側は 2019 年 7 月に 4 名の住居並びに穎崴科技の新竹事務所等の家宅搜索を行い、鑑識で押収物を照合した結果、上記犯罪を突き止めた。本件では、営業秘密法に定められる、自らの利益を意図して、他人の営業秘密を無断複製した罪の嫌疑で起訴されている。(2020 年 5 月)

J200515Y1

03 国碩の DVD 特許侵害訴訟、第一差戻し審で 4 億 988 万余新台幣ドル賠償命令判決

コーニンクレッカ・フィリップス (Koninklijke Philips N.V.、以下「フィリップス社」) が 2016 年、知的財産裁判所に国碩科技工業股份有限公司 (Gigastorage Corporation、以下「国碩」) がフィリップス社の DVD 特許権を侵害しているとして提訴した訴訟事件について、一審では国碩に 1050 万新台幣ドルの支払いを命じる判決が下されたが、双方とも上訴を提起して、フィリップス社は国碩に対する賠償請求額を 10 億 5000 万新台幣ドルにまで引き上げた。二審では国碩にさらに 10 億 3950 万新台幣ドル及びそれに関連する金利を支払うよう命じる判決が下された。国碩はさらに上告し、最高裁判所は 2018 年知的財産裁判所に審理を差し戻した。

知的財産裁判所は 2020 年 5 月 14 日に第一差戻し審において次のように判決した。原判決で棄却したフィリップスからの請求第 2 項の部分、その部分の仮執行宣言申立てと訴訟費用に関する決定を取り消す。国碩はフィリップス社に対してさらに 4 億 988 万 5447 新台幣ドル及び 2015 年 6 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払わなければならない。フィリップス社のその他の上訴を棄却するほか、国碩の上訴を棄却する。第一、二審及び差戻前第三審の訴訟費用 (確定部分を除く) については 39% を国碩が負担し、その他をフィリップス社が負担するものとする。(2020 年 5 月)

J200527Y2

04 「榮榮園」商標権侵害訴訟、知的財産裁判所二審で有名レストランが勝訴

榮榮園浙寧餐廳は 1965 年に創業され、元来は黄〇郎 (没)、李〇榮夫妻が共同経営していたが、2013 年に経営権を邑饌餐飲管理顧問股份有限公司 (Endless Innovation Food & Beverage Management Consulting Co., Ltd.、以下「邑饌餐飲公司」) に譲っている。邑饌餐飲会社が「榮榮園 RONG RONG YUAN RESTAURANT」の商標登録を出願して、2016 年 2 月に登録が許可された後、無断で「榮榮園」商標が調理済製品に使用されているのを発見し、邑

饌餐飲公司是調理済製品を販売していた興凱生化股份有限公司（Sinkai Bio-Tech Co., Ltd.、以下「興凱公司」）を商標権侵害で提訴した。知的財産裁判所は審理した結果、（邑饌餐飲公司に対して）一審で敗訴判決を下したが、二審では賠償金 72 万余新台幣ドルを認める勝訴に転じた。

邑饌餐飲公司是次のように主張している。即ち、興凱公司の代表者である施〇〇は 2008 年に黄〇郎夫妻と提携してことがあり、彼ら 2 名より榮榮園餐廳の商号、当時まだ商標登録されていなかった「榮榮園」、「RONG RONG YUAN RESTAURANT」の名称と図案を調理済製品に使用することを許諾され、使用期限は 2 年と約定されていた。しかしながら、興凱公司は許諾期間がすでに満了となり、しかも榮榮園餐廳は経営者が交代していることを明らかに知りながら、なお「榮榮園」商標を使用して調理済製品を販売し続けていた。施〇〇は 2015 年 12 月に「園榮榮」商標の登録を出願しており（知的財産局に登録を取り消されている）、視覚的、聴覚的に混同させることを意図するもので、明らかに商標権を侵害している。

知的財産裁判所は判決書において、興凱公司是総代理店であり、それが販売する調理済製品は黄〇郎夫妻が創立した榮榮園餐廳からのものであると標榜して、関連する消費者の注目を集め、購入を促しており、興凱公司是「榮榮園」、「RONG RONG YUAN RESTAURANT」の名称と図案を自らの商品又は役務の営業に使用するものではなく、他人（榮榮園餐廳）の商品又は役務を示すために用いたもので、興凱公司が主張する善意の先使用は成立しないと指摘している。

さらに（同裁判所の指摘によると）、興凱公司の代表者である施〇〇は 2015 年 12 月に漢字が同じで配列が異なる「園榮榮」の図案を以って商標登録を出願しており、明らかに模倣の意図があり、善意によるものではないことは明らかである。該公司及びその代表者は「榮榮園 RONG RONG YUAN RESTAURANT」商標が存在し、商標登録資料からその商標権者が邑饌餐飲公司であり、黄〇郎夫妻ではないことを知り得たが、「榮榮園」、「RONG RONG YUAN RESTAURANT」の名称及び図案を使用し続けた。よって該公司及びその代表者は主観的に商標権侵害の故意を有する。（2020 年 5 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

■ 判決分類：著作権

1 「宅猫妙可」と「愛蜜莉と波奇のイラスト」は実質的に類似せず、盗作ではないため著作権侵害を構成せず

■ ハイライト

告訴人林〇君は 2009 年から自らが飼っている猫「波奇(Pocky)」を参考として独創性を有する美術著作物「愛蜜莉 (Emily) と波奇 (Pocky) のイラスト」を創作したが、被告人朱〇萱は 2015 年 5 月の某日より上記美術著作物を複製し、外観デザイン及びグラフィック全体の表現が実質的に類似している「宅猫妙可(Milk Cat)」を形にして、ソーシャルメディアにて不特定のユーザーの閲覧に供し、通信アプリ LINE にてスタンプを販売し、この手段を以って告訴人の美術著作財産権を侵害した。従って被告人は著作権法第 91 条第 1 項の複製による著作財産権を侵害した嫌疑、同条第 2 項の販売を意図して複製の方法で著作財産権を侵害した嫌疑、同法第 92 条の公開伝達の方法で著作財産権を侵害した嫌疑が認められる。

第一審裁判所（台湾新北地方裁判所 107 年度智訴字第 4 号判決）は、告訴人の美術著作物「愛蜜莉と波奇のイラスト」は公表の時期がグラフィック「宅猫妙可」より早く、しかも被告人は告訴人とともにフェイスブックのグループ「貓咪也瘋狂 CrazyCatclub」等ネット上のグループ等に参加しており、「愛蜜莉と波奇のイラスト」に接触（アクセス）した可能性が十分に認められ、また「愛蜜莉と波奇のイラスト」と「宅猫妙可」は耳の先端の角度や間隔の部分が同じであるが、両者には多くの違いがあり、実質的な類似を構成ししているとは認めがたく、被告人は無罪であると判決した。

第二審裁判所（知的財産裁判所 108 年度刑智上訴字第 41 号判決）も同様に「宅猫妙可」と「愛蜜莉と波奇のイラスト」の両者は実質的な類似を構成せず、盗作はないと認め、被告人は無罪であると認定している。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】108 年度刑智上訴字第 41 号

【裁判期日】2019 年 11 月 14 日

【裁判事由】著作権法違反

上 訴 人 台湾新北地方檢察署檢察官

被 告 人 朱○萱

選任弁護士 呂聿雙弁護士

主文

上訴を棄却する。

一 事実要約

告訴人林○君は 2009 年から自らが飼っている猫「波奇」を参考として独創性を有する美術著作物「愛蜜莉と波奇のイラスト（愛蜜莉と波奇のイラスト）」を創作したが、被告人朱○萱は 2015 年 5 月の某日より上記美術著作物を複製し、外観デザイン及びグラフィック全体の表現が実質的に類似している「宅猫妙可」を形にして、ソーシャルメディアにて不特定のユーザーの閲覧に供し、通信アプリ LINE にてスタンプを販売した。これにより、告訴人はその美術著作財産権を侵害されたと主張した。

二 本件の争点

- （一）「愛蜜莉と波奇のイラスト」は告訴人が著作権法の保護を受けることができる美術著作物か否か。
- （二）被告人が盗作し、告訴人の「愛蜜莉と波奇のイラスト」美術著作財産権を侵害していることを証明できるか否か。

三 判決理由の要約

- （一）「愛蜜莉と波奇のイラスト」は告訴人が著作権法の保護を受けることができる美術著作物である。
 - 1. 「愛蜜莉と波奇のイラスト」は告訴人が自身で飼育している猫「波奇」を基にして、2012 年から「波奇」の特徴を擬人化してイラストを創作し始め、2012～2013 年に画法を変更し、2014 年以降は同じ画風を採用し、キャラクターのイメージを固定して、フェイスブックの愛蜜莉粉絲團（ファンページ）、愛蜜莉出版書、メモ用紙等で次々と発表しており、告訴人が提出した手描き原稿コピー、2012 年 6 月 Yahoo 奇摩ホームページのスクリーンショット、2014 年 12 月の修士論文「療癒系寵物插畫創作研究（癒し系ペットイラスト創作研究）」抜粋資料等があり、「愛蜜莉と波奇のイラスト」は猫の造形、表情、動作、道具、背景、さらにはデザインや構図を生き生きと変化させ、一定の視覚的美感をもたらしており、創作者の知恵やインスピレーションの精神作用を通じて具体化して表現したものであり、告訴人が創作した美術著作物であると認められる。
 - 2. さらに「愛蜜莉と波奇のイラスト」の細部の造型、顔のライン、耳の角度と間隔、色及び比率のデザイン、視覚的角度、背景配置、コンセプトの表現等に変化があり、独特な個性が突出しているため、この基本的な表現手法、特徴の要素を超える創作部分については、思想の精神作用を表現があり、著作権法で採用している最低限の創意原則に基づき、なお独創性を有して著作権法の保護を受けるべきだと認められる。
- （二）本件は被告人が盗作し、告訴人の「愛蜜莉と波奇のイラスト」美術著作財産権を侵害していることを証明できない。

1. 裁判所は著作権侵害の事実の認定において、一切の関連する情状を斟酌すべきであり、著作権侵害の認定要件2つ、即ちいわゆる「接触」と「実質的な類似」を慎重に調べる必要があり、その中の「実質的な類似」とは量の類似だけではなく質の類似も示している。質を考慮する際、著作物間の「全体の観念と感覚」に注意しなければならない。
2. 「接触」:
「愛蜜莉と波奇のイラスト」の公表の時期は「宅猫妙可」よりも早く、告訴人が主張しているとおり、被告人が告訴人とともにフェイスブックのグループ「貓咪也瘋狂 CrazyCatclub」、「天下貓貓一樣貓」及び「FandoraClub」に参加しており、しかもいずれもPTT(批踢踢實業坊)コミュニティの猫専用掲示板で書き込みしたことがあり、被告人が「愛蜜莉と波奇のイラスト」に接触した可能性はあったと十分に認められる。
3. 「実質的な類似」:
「愛蜜莉と波奇のイラスト」と「宅猫妙可」の両者について、(1)毛の色:「愛蜜莉と波奇のイラスト」はほとんどが淡くてやわらかいオレンジであり、「宅猫妙可」は鮮明なオレンジであり、額と両頬に明らかな縞模様がある、(2)口と鼻:「愛蜜莉と波奇のイラスト」はほとんどが白であり、「宅猫妙可」はオレンジに赤が組み合わせられている、(3)頬紅:「愛蜜莉と波奇のイラスト」はほとんどに頬紅がないか、又は小さな範囲の薄いピンク色の頬紅があるだけだが、「宅猫妙可」はほとんどが顕著な丸い赤い頬紅がある、(4)キャラクターの個性:「愛蜜莉と波奇のイラスト」は柔和で、大人しく、温かい印象を与えるのに対して、「宅猫妙可」はツンデレで、ずる賢くて、可愛らしい印象を与える。これ以外に、両者を詳細に対比した結果、いずれも多くの違いがあり、両者の主要な特徴、つまり顔の部分の全体を観察すると実質的な類似は構成しておらず、盗作はみられない。原審が被告人に無罪判決を下したことに、誤りはない。

2019年11月14日
知的財産裁判所第一法廷
裁判長 李維心
裁判官 林洲富
裁判官 陳忠行

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2020 TIPLO, All Rights Reserved.